

日中韓経済通商フォーラム

提言書

日中韓FTAの早期実現を求めて
—世界とアジアの経済革新の契機に—

2012年7月

日中産学官交流機構

目次

| | |
|----------------------------|------|
| はじめに | …… 1 |
| 第1部 総括的提言 | …… 2 |
| 第2部 主要課題の分析と提言 | ……11 |
| 第1. 貿易とサービス分野の自由化 | ……11 |
| 付論. 日本の農業の自由化と改革 | ……15 |
| 第2. 投資交流の促進 | ……17 |
| 第3. 技術交流の推進 | ……21 |
| 第4. 産業構造の改革と産業協力の展開 | ……24 |
| 第5. 環境、エネルギー、資源をめぐる制約条件の克服 | ……29 |
| 第6. 金融・通貨 | ……34 |
| 第7. 人材分野 | ……39 |
| 中間報告 | ……46 |

協賛企業

キャノングローバル戦略研究所、トヨタ自動車、日立製作所

新日本製鐵、東レ、みずほコーポレート銀行

日清オイリオグループ

はじめに

日中産学官交流機構特別顧問 福川伸次

このプロジェクトは、2010年3月中国国際経済交流中心（理事長曾培炎）の呼びかけにより、日中韓 FTA を民間の立場から推進する目的で、日本から当機構及び韓国から韓国貿易協会（会長韓惠洙、前任司空壹）が参加して開始されたものである。

1990年代以来、FTA の締結が世界の大きな流れとなってきたが、北東アジアはその空白地域となっており、かつ、3国は地勢的、経済的、歴史的、文化的に深いつながりをもつものである。我々はこのプロジェクトが極めて意義深いものであるとして積極的に取り組んできた。あたかも、政府ベースでも、各界の要請を受け、その動きを加速する努力がなされ、2012年5月の日中韓サミットでは年内に交渉を開始する合意がなされるに至った。

日本側としては、このプロジェクトを民間経済界の協力を得て、広く各界の英知を集約して進めることとし、7社の資金的な支援とフォーラム委員、研究委員併せて23名の参加を得て、作業を精力的かつ効果的に進めることができた。

3国合同会議は、第1回を2011年6月にソウルで、第2回を2012年4月に北京で開催し、多くの成果を得ることができた。第3回会合は、年内に東京で開催される予定を残してはいるが、近く、政府間の交渉に入ることを考慮し、我々はここに、これまでの研究成果を集大成し、報告書として取りまとめた。

検討の過程においては、時には紆余曲折があったが、第2回の北京会合においては、3国とも日中韓の FTA の意義と必要性について認識を共通にし、3国政府にその実現に向けて積極的に働きかけていくことに合意したことは大きな成果であった。

我々としては、この報告書が日中韓 FTA 交渉を加速する力となることを心から期待するものである。

終わりに当り、御協賛いただいたキャノングローバル戦略研究所、トヨタ自動車、日立製作所、新日本製鐵、東レ、みずほコーポレート銀行、日清オイリオの各社に深甚なる謝意を表するとともに、作業に御指導と御協力いただいた関係省庁の方々及び作業に御参加いただいた23名の委員の方々に深く感謝申し上げる次第である。

2012年6月8日

日中韓FTAの早期実現を求めて

－世界とアジアの経済革新の契機に－

第1部 総括的提言

1. 日中韓FTAへの期待

世界貿易機構（WTO）の新ラウンド交渉が停滞している今日、世界ではこれを補完するものとして、FTAによる地域協力の動きが広がっている。WTOに登録されたFTAは、1990年末の27から2010年7月末には474に増加し、こうした流れを先導する形で、東アジア地域ではFTAなどの動きが活発に展開されてきた。しかし、北東アジア地域ではこれまでFTAの空白地域であったが、最近そこに新しい展開が見られることは画期的なことである。

日中韓3国の間では2010年5月から政府間で共同研究が進められ、2011年12月26日その報告書が発表された。それによれば、日中韓FTAは、3国のFTAは3国の貿易投資を促進するのみならず、幅広い三国間協力を発展させ、更にはアジア太平洋地域における経済統合のプロセスを進展に寄与するとの認識を明確にした。そして、指針的原則として、① 包括的かつ高いレベルのFTAを目指す、② WTOルールと整合的である、③ バランスの取れた成果を目指す、④ センシティブ分野に然るべき配慮をしつつ建設的かつ積極的に交渉を行う、という4点を明らかにした。

更に、2012年3月には、三国は7年にわたる協議の末、日中韓投資協定に合意をみた。更に進化を図る必要はあろうが、投資交流を促進する上で効果的な環境整備が整ったことになる。

三国は、地勢的にも近接し、歴史的にも、文化的にも深い交流があり、その連携の強化に大きな効果が期待できる。日中韓3国がその特性と共通性を活かして産業の協力と分業の体制を強化し、イノベーションに挑戦する努力を続けていけば、1+1+1を4或いは5にし得るであろう。

2. 日中韓FTAの意義

東西の冷戦が終焉した当時、世界にはグローバリズムが定着し、国際協調による平和と自由貿易による高度成長が実現するとの期待が高まったが、現実には、世界のパワー構造が多極化し、その結果世界秩序を運営してきたG8体制では世界経済の課題を解決しえず、G20がこれに当たるようになってきている。しかも、国際社会が解決すべき課

題は、核の拡散、テロの拡大、さらにはエネルギー、環境、通貨、金融など多岐にわたり、国際合意の形成が難しくなっている。欧州ではソベリン・リスクから金融不安が続き、先進国を中心に永い不況が懸念されている。私は、日中韓FTAが世界経済の活性化と国際経済システムの再編成に大きな力をもたらすものと期待している。

第一に、グローバルな自由貿易体制の堅持に役立つ。

WTOの新ラウンド交渉も10年の歳月を費やしたにも拘らず主要国の利害の対立から2011年末に棚上げする事態に追い込まれた。一部には、国内利益優先の傾向から保護主義の動きを見せるものさえある。自由貿易の維持は、むしろFTAに委ねられている。世界において人口で22.4%、名目GDPで19.6%、貿易総額で17.4と大きな地位を占める3国がFTAを締結することは、自由貿易の推進力になるに違いない。

第二に、世界経済の新しい成長のパターンの確立に貢献する。

金融危機は、市場原理主義と金融優位の経済運営に警鐘を鳴らす結果となり、主要国は、市場機能と公的調整の調和を模索している。世界は、投機的なグローバル・インバランスを避けるため実需に根ざした新しい成長モデルを確立する必要がある。日中韓3国は、人間価値を尊重し、自然との共存を重視する意識が強く、実需を基軸とする経済運営に最適な社会モデルである。

第三に、3国間の産業ネットワークチェーンの進化を加速する。

東アジアでは製造業を中心に自動車、電子製品などサプライチェーンが形成されており、「世界の工場」と称されているが、日中韓3国は、その中心的役割を担っている。日中韓FTAは、産業協力を加速し、それを更に緊密なものにするに違いない。

第四に、新しい産業文明の確立に貢献する。

18世紀の産業革命以来、人類が開発し、発展させてきた産業文明は、「地球上の資源は無尽蔵、自然の循環機能は永久」という前提に立つが、最近の資源エネルギーの供給制約の顕在化と地球温暖化現象は、その前提がもはや維持できないことを示している。

我々は、新しい産業革命の先頭に立ち、協力して資源エネルギーへの依存度が低く、高度技術に支えられた知的創造力の高い産業文明の構築に取り組まなければならない。最近の先端的な電子情報通信技術は、我々にそれを可能にする手段を提供してくれている。

第五に、エネルギー政策の再編成を加速する。

世界の人口増加や新興国の経済発展は世界のエネルギー需要を確実に増加させる。主要国は、石油資源などに供給限界が見えることから原子力に多く依存しようとしていたが、今回の原子力発電所の事故は、これに警鐘を鳴らすものであった。日中韓3国は、FTAの協力体制の一環としてエネルギー政策に関し安全性と効率性の両立の見地から再編成に取り組むことができる。エネルギーの効率使用、自然エネルギーの活用、原子力の安全技術の向上などを通じてエネルギーのベスト・ミックスのモデルを提供す

ることができよう。

第六に、アジア太平洋地域の経済連携の強化を加速する。

東アジア経済は、世界のGDPの23%、輸出の34%を占め、今や「世界の工場」であり、「世界の市場」となっている。これが「アジアのアジア化」の傾向を高め、東アジア共同体を推進しようという気運につながっている。

日中韓3国は、東アジアのGDPの約4分の3、貿易額の約3分の2を占め、東アジア経済の連帯に多大の貢献をし得る立場にある。私は、日中韓FTAを早急に進め、その上で、3国が締結しているアセアンとのFTAを統合することが現実的であると考えている。同時に、3国が現在計画されているメコン・インド産業回廊などのインフラ整備に協力していけば東アジアの経済発展に貢献することができる。

3. F T Aの枠組み

(1) 共通認識の醸成

日中韓FTAの交渉を進めるに当たり、先ずその協力の思想的基盤について共通認識を形成する必要がある。

私は、日中韓の連携を考えるに当たっては、将来は東アジア地域の安全保障、多極化構造における世界秩序の維持などの政治面の協力も視野に入れるべきであるが、当面は経済面の統合に焦点を当てるのが現実的だと考えている。FTAというと、貿易や投資が中心になるが、今日の複雑化した経済においては、それらがその背景にある経済構造、市場体制、産業システム、技術体系、社会意識などと複雑に絡み合っており、多角的視点でアプローチしてこそ、新しい成長と秩序体系の確立につながると考えられるからである。

(2) 高度な自由貿易体制の確立

先ず、高度な自由貿易体制実現を目指すことである。それには、関税障壁をできるだけ引き下げるとともに、非関税障壁である政府調達、基準認証、原産地証明の共通化や金融、保険、証券業務を含むサービス貿易の自由化を推進し、かつ貿易手続きもできるだけ簡素化する必要がある。

投資促進のための条件整備としては、資本取引の自由化を徹底し、国際ルールに沿って投資規則を明確にするとともに、雇用など企業の活動条件を共通にする必要がある。

(3) 新しい成長モデルの探求

FTAの枠組みを考える場合、新しい成長モデルの確立を視野に入れる必要がある。私は、米国主導の金融至上経済が行き詰ったことを考えると、今後の成長モデルは、技術革新を背景に人間価値主導の経済に進化するものと期待している。それは、文化、教育、時間、環境、安全、安心などの価値実現を目指す新しいモデルである。3国は、その最短距離に位置している。

私はその前提として公正で質の高い市場経済の実現が基礎にあるべきだと考えている。企業の自由な活動を保障する観点から独占禁止法などの競争政策を整備し、基準認証、標準設定などもできるだけ共通にすることが望ましい。同時に、3国は、内需主導の経済に向けて政策の協調を図る必要がある。

(4) 産業構造の改革

3国は、協力して付加価値の向上を目指して知識創造指向の産業構造の確立をめざすべきである。これまで成長を牽引してきた製造業は先進国の経済停滞やエネルギーコストの上昇などで新たな展開を図る必要がある。

最近の国際競争をみると、競争要因が単に価格、品質、機能に止まらず、品格、魅力、洗練さなどに移っている。最近、3国の消費市場は、感性価値を重視し、デザインの進化、ファッションの高級化、アニメ、ゲーム、映画などのコンテンツ産業の充実などに関心を抱いている。最近のデジタル技術の進歩は、アナログに負けない感性表現を可能にしている。産業と文化、技術と芸術の融合は、今後の成長分野として注目されている。3国は、これらの分野で世界をリードしており、相互に交流を深めていけば、更に進歩するであろう。

医療、介護、健康、教育、そして生活環境の充実、都市環境の高度化などは人間価値重視の観点から人々が強く希求するものである。先端的な電子情報通信技術は、こうした分野の産業の発展を支えるものであり、3国の企業が深く関心を持つ分野である。

サービス産業、流通産業、観光業も有力な成長産業であり、3国の協力は新しい飛躍を導くだろう。

FTAを推進するに当たっては、衰退産業の構造改革が不可欠である。これらの産業分野については、縮小ないし転換のための政策を準備する必要がある。特に農業の構造改革は、政治問題であるだけに、慎重な政策対応が必要である。日本の農業は、国際競争力が弱く、これまでも高関税の維持などの保護措置が講ぜられてきたが、今後は、大規模経営への転換、企業形成手法の購入、高級農産物への指向、需要者との連携、高度技術の導入、輸出市場の開拓などを通じて、農業従事者の高齢化にも耐えうる農業に脱皮している必要がある。

(5) エネルギー構造のスマート化

3国は、協力してエネルギーのスマート化に向けて需要及び供給の両面を改革しなければならない。

供給構造においては、新エネルギー、例えば風力、ソーラー、水力、バイオ燃料、地熱などの開発に向けて技術開発を加速するとともに、その活用を図る観点から、固定価格買取制度の採用などその経験を交流することは有効である。原子力の信頼回復に向けて利用及び安全技術の向上を図る必要がある。石炭の有効利用を図るため、クリーンコール技術、CO₂地中固定化技術（CCS）などの開発利用の協力も重要である。水素利用、核融合などの未来エネルギーの共同研究も将来の課題となる。

需要構造においては、生産工程におけるエネルギー効率の拡大、新製鉄法、生物化学など革新的製造法の開発、エコ・ハウスの推進、ハイブリッドカーや電気自動車などの次世代自動車の開発、蓄電装置、LEDなどエコ商品の開発普及に経験を交流し合うことも重要である。需給、供給の両面にわたって社会的にエネルギー消費の効率化を図るスマート・コミュニティの運営も検討課題となる。リサイクル・システムの定着拡大も重要である。

日本及び韓国は既に資源・エネルギーの海外依存が高く、中国も今後増加する需要を考えれば、それが高まることは必至である。日中韓3国は、共同買付、共同開発、共同備蓄などにより安定供給を図るとともに、海賊対策、テロ対策などにも協力の道を開くことが必要である。食料の安全保障にも協力して配慮する必要がある。

(6) 経済のグリーン化

経済のグリーン化も3国がともに挑戦すべき重要課題である。

2011年12月にダーバンで開催された気候変動に関する枠組み条約第17回締約国会議(COP17)は、すべての国に適用される法的拘束力を有する合意を遅くも2015年中に作業を終えて2020年から発効させ実施に移す道筋を示した。重要なことは、主要排出国が技術体系を革新し、産業構造を改革し、生活スタイルを変革して、実質的に低炭素社会を実現することである。

欧米では「自然は人類が征服すべきもの」という考え方に立つが、アジアでは「人類は自然とは共存すべきもの」という思想が息づいている。これこそが環境問題解決の基本である。日本は、これまで、エネルギー利用の効率化と環境保全に優れた成果を挙げているが、これもこうした思想的背景があるからである。私は、3国間の協力を通じて環境と経済の両立を実現するモデルを提供できると信じている。

(7) イノベーション力の充実

日中韓3国は、かつては欧米の先進技術を導入し、それを工業化に結び付けてきたが、最近では、自らのイノベーション力の充実に力を入れている。R&DのGDPに対する比率(2009)を見ると、日本3.64、韓国3.57、中国1.76、台湾2.77(2008)で、今や米国の2.77(2008)やEUの1.99に比べて決して遜色はない。

21世紀には、技術フロンティアの可能性は大きい。情報科学、超微細加工技術(ナノテクノロジー)、生命工学、脳科学、新エネルギーなど人類の未来を拓く基盤技術に大きな期待が寄せられている。それに挑戦するには、異分野の技術融合を促進し、研究者の共同研究を活発にし、国境を超えて産学官の交流を促す必要がある。同時に、3国の政府が革新的なビッグ・プロジェクトを共同で開発する体制を支援するとともに、知的所有権の保護に力を入れる必要がある。

人間力こそ革新と創造の源泉である。3国は、留学生の充実、研究者の交流拡大などによりイノベーションを支える人材の育成に協力する必要がある。

(8) 金融通貨体制の安定への協力

1997年のアジア通貨危機の経験から、東アジアでは「チェンマイ・イニシアティブ」などの協力体制ができているが、3国は、今後更に不確実性が高まるなかで安定的成長を確保するには、金融リスクを縮小し、適正な資金供給を可能とする協調を進める必要である。

同時に、関係国が柔軟な為替レートの設定や資本取引の一層の自由化を進めるとともに、アジア通貨基金（AMF）の設立や機軸通貨体制のあり方も検討の対象とすべきであろう。

(9) 社会安定メカニズムの共同研究

社会安定のための諸政策も検討課題であろう。

日本及び韓国は、既に人口減少と高齢化の進行過程に入っているが、やがて中国もこの問題に直面することになる。これは、潜在成長力を低下させ、社会保障への財政負担を増加させ、医療、介護などのあり方の改善を迫ることになる。今から3国間でこれに関する政策と経験を交流し、社会保障制度、成長率低下への対応策を準備することは有益である。

都市や生活の安全安心の確保も人々の関心を抱く課題である。感染症対策も同様である。世界的に自然災害が多発していることを考えると、3国が自然災害の予知、復旧などの経験を学び合うことも、社会の安定に役立つだろう。

4. 交渉の展開に向けて

日本政府は、2010年11月、包括的経済連携に関する基本方針を閣議で決定し、「国を開き」、「未来を拓く」という方針の下、日中韓を含むFTAを推進するとともに、環太平洋経済連携協定（TPP）の検討を進めることを明確にした。そして、2011年11月、野田首相は、APEC首脳会議においてTPPに対する参加を検討する用意があることを表明した。

私は、日中韓FTAとTPPを平行して推進するのが適切であると考えている。両者に参加国の関心に差異があることから協定の内容が異なることは当然であるが、それぞれがより自由な経済活動を保証しようとするものであり、究極としてはより広範で自由なアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）につながるからである。

ただ、私は、経済的な相互依存関係や地政学的、文化的な近接性からみて、日中韓FTAこそ大きな意義があるものと考えている。

最後に、私は次の5点を強調して結論としたい。

第一に、日中韓3国は、FTA交渉に早急に着手すべきである。停滞する世界経済の中で、これこそが世界経済の再生に新しい道を見出す有力な仕組みであり、東アジアの経済連携を促進することになるからである。

第二に、高度に自由で、質の高い経済システムの構築を目指すべきである。それは

経済の相互依存を高め、世界に新しい成長モデルを示すことになるからである。

第三に、交渉を進めるに当たっては、いわゆる「シングル・アンダーテイキング」という総合的な枠組みが好ましいが、現実には必ずしも容易ではないので、これにこだわらず、合意のできた項目からFTAの内容として取りまとめ、これを順次拡大していく弾力性を持って交渉を進めるべきである。その際、自由貿易体制の進化と高度の市場経済の実現を忘れてはならない。

第四に、産業協力を発展させるための条件整備に重点をおくことである。経済の活力を高めるものは、企業活動である。公正な競争条件を整備し、イノベーションの努力を促すことを重視すべきである。

第五に、民間の企業活動を活性化させる観点から、民間の協議機関の設置を規定すべきである。競争条件、知的財産権の運用、イノベーションの協力など主要な政策課題について、実務的に積み上げることが好ましいからである。

(参考1) 日中韓3国の地位 (2010年)

| | 人口 (億人) | 名目GDP (10億\$) | 貿易総額 (10億\$) |
|-----------|---------|---------------|--------------|
| 日中韓 | 15.2 | 12,344 | 5,297 |
| 世界 | 69.0 | 62,909 | 30,515 |
| アセアン (参考) | 6.0 | 1,852 | 2,097 |

(参考2) 三大経済圏の比較

(1) 人口

| | 2009年 (億人) | 2014年 (億人) | 平均伸び率 (%) |
|-------|------------|------------|-----------|
| NAFTA | 4.49 | 4.71 | 1.0 |
| EU27 | 4.98 | 5.04 | 0.2 |
| 東アジア | 33.62 | 35.26 | 1.0 |
| アセアン | 5.91 | 6.36 | 1.5 |
| 中国 | 13.34 | 13.68 | 0.5 |
| 韓国 | 0.49 | 0.49 | 0.2 |
| 台湾 | 0.23 | 0.24 | 0.9 |
| 香港 | 0.07 | 0.07 | 0.8 |
| インド | 12.03 | 12.87 | 1.3 |
| 日本 | 1.28 | 1.27 | -0.2 |

(2) 名目GDP

| | 2009年 (兆ドル) | 2014年 (兆ドル) | 平均伸び率 (%) |
|-------|-------------|-------------|-----------|
| NAFTA | 16.45 | 20.41 | 4.4 |
| EU27 | 16.19 | 19.05 | 3.3 |
| 東アジア | 13.88 | 20.01 | 7.6 |
| アセアン | 1.46 | 2.10 | 7.6 |
| 中国 | 4.76 | 8.28 | 11.7 |
| 韓国 | 0.80 | 1.17 | 7.8 |
| 台湾 | 0.36 | 0.49 | 6.4 |
| 香港 | 0.21 | 0.27 | 5.4 |
| インド | 1.24 | 1.91 | 9.0 |
| 日本 | 5.05 | 5.79 | 2.8 |

(3) 一人当たり名目GDP

| | 2009年 (ドル) | 2014年 (ドル) | 平均伸び率 (%) |
|-------|------------|------------|-----------|
| NAFTA | 36,676 | 43,285 | 3.4 |
| EU27 | 32,525 | 37,835 | 3.1 |
| 東アジア | 4,160 | 5,721 | 6.6 |
| アセアン | 2,470 | 3,303 | 6.0 |
| 中国 | 3,566 | 6,055 | 11.2 |
| 韓国 | 16,450 | 23,763 | 7.6 |
| 台湾 | 15,373 | 20,081 | 5.5 |
| 香港 | 29,559 | 36,899 | 4.5 |
| インド | 1,033 | 1,483 | 7.5 |
| 日本 | 39,573 | 45,760 | 2.9 |

(資料) IMF “World Economic Outlook, Oct.2009” を基に日本総研作成資料
変動為替ドルベース

第2部 主要課題の分析と提言

第1. 貿易とサービス分野の自由化

1. 現状と課題

現状

(1) 日中韓三国において、財の貿易は経済関係の根幹をなすものである。三国間の貿易関係は極めて緊密である。三国の相互の輸出入は、ほとんどの場合に、上位3位以内に入っている。特に、日韓の輸出入相手国は、中国が1位である。

密接な貿易関係の背景には、日韓から中国への活発な直接投資による企業の生産工程の移転・新規立地がある。その結果、日韓から、高度な製造部品、産業機械などを中国に輸出し、中国は加工・組立により最終財に仕上げ、日韓や欧米に輸出するという構図ができてきた。最近では、中国の中間層の増加や富裕層の出現により、日韓の高級な消費財が好まれる傾向が出ている。この地域は、近い将来に高齢化していく傾向があるため、域内企業の生産効率化と域内市場確保が急務となる。日中韓 FTA は、それに資する重要な政策である。

他方、サービス貿易については、三国の競争力は、域外（特に、欧米）に比較して必ずしも強くなく、三国ともサービス貿易収支は赤字である。しかし、流通、金融、情報通信など将来に発展が期待できる分野では、日韓からの対中サービス輸出の自由化の要望は強い。日韓は、同じ分野で、直接投資の形態でも自由化によって将来の増加を期待している。

(2) 日中韓の間の関税の有税比率は非対称である。日本の輸入のうち、中韓の輸出品の有税比率は、それぞれ 25.8%、24%（2008年）と低い。ただし、日本の有税品目には農産品が多く、一般にその関税率は高い。逆に、中韓の輸入のうち、日本の輸出品の有税比率は、それぞれ 71.1%、56.6%と高い。日中韓 FTA により、こうした有税品目の関税率引き下げ、無税化が実現すれば、日本が輸出について最も利益があると言える。有税品目の中で、農林水産品以外の高関税・センシティブ品目の例については、次頁の表のとおりである。

表 日中韓の高関税非農産品目

| | 非農産品関税率 (%) | 農産品関税率 (%) | センシティブ・関心品目例 (分類内の最高税率、%) |
|----|-------------|------------|--|
| 日本 | 2.5 | 17.3 | 食料及び飲料 (53)、皮革及び履物 (30) |
| 中国 | 8.7 | 15.6 | 自動車及び自動車部品 (25)、医療・精密・光学機械 (25)、化学製品 (50)、IT 関係部品 (multi-component IC など) (25) |
| 韓国 | 6.6 | 48.5 | 食料及び飲料 (800)、化学品 (754)、自動車、トレーラー及びセミトレーラー (10) |

(出所) 日中韓 FTA 共同研究

特に、中国の関税には、WTO 加盟時からセンシティブ品目として高関税が残存している分野がある。この中で、医療・精密・光学機器、自動車、鉄鋼、化学製品、IT 関係 (Multi-component IC など) などが日本からの関税撤廃・引き下げ関心品目である。日本の輸入では、農林水産品のほか、食料飲料、繊維などがセンシティブ・高関税品目である。韓国では、消費財など (中国からの輸入)、機械や非鉄金属 (対日本) が、センシティブとされている。

中国が FTA により、上記の高関税の関心品目の関税引き下げを実現すれば、日韓としては、競争力のある高品質の品目の輸出が促進されるほか、進出企業の部品需要をより低廉にまかない、生産ネットワークの強化を図ることができる。他方、FTA 交渉においては、日本側も、高関税率の農林水産品、食料及び飲料、繊維などの関税引き下げを要求されるであろう。日本の農業については、別途、項を改めて議論する。

(3) 貿易に関連して、知的所有権の保護、輸入品の安全確保と手続簡素化 (例: 食料の相互基準認証など) が求められている。加えて、非関税障壁について、三国ともに貿易円滑化 (水際だけでなく、貿易に関する国内規制も含む) の民間からの要望がある。これらの課題は、関税率という形で統計に表れないが、アメリカなどに比較して貿易費用が高いという指摘がある。このため、三国ともに積極的に取り組むべき課題であるという認識がある。

(4) サービス輸入については、三国は、既存の二国間 FTA により、WTO/GATS を上回る自由化を進めてきたが、中国及び韓国は、経済の発展水準に応じて、自由化の進め方は慎重であった。所得水準の上昇とともに需要が増加する特性をもつサービス産業は、三国の重要な成長産業である。また、サービス産業は、他の産業の生産性の向上と競争力の強化を促す点でも重要である。三国間の自由化は、三国の経済発展に

貢献するものである。

政策課題

(1) 財の関税撤廃・低減は、FTA（自由貿易協定）の根幹的な部分である。三国共同研究共同声明にもあるように、「日中韓 FTA が包括的且つ高いレベルの FTA となることを目指すべき」である。これは、関税撤廃の例外が少なく、例外品目の関税もできる限りの関税低減がなされることを意味する。

日中韓 FTA は、それぞれのセンシティブ品目について、互恵の考え方により、地域の経済厚生を高めることや、地域の生産ネットワークの創設・強化のため、関税撤廃、引き下げをできる限り推進することが重要となる。そのため、日中韓 FTA では、将来のサービス・ビジネスの発展を期して、積極的な自由化を互恵的に進めていくことが必要である。

(2) 基準認証、標準の調和、貿易円滑化などは経済協力の中で対応できる課題も多い。こうした多岐にわたる貿易関連案件を、三国の経済協力の枠組の中で貿易に携わる企業の声を聞きながら協議する場があることが望ましい。

(3) 貿易と投資自由化は、両者が相まって三国の経済発展の基礎をなす。貿易自由化とともに、直接投資の保護・自由化についてもできる限り強化することが、地域の発展を促す。

2. 政策提言

- (1) 日中韓 FTA が、包括的且つ高いレベルの FTA を目指すべきであるという共同研究報告書のスタンスを支持する。日中韓 FTA は、地域 FTA あるいは二国間 FTA の形をとるかにかかわらず、財・サービスの貿易について、関税撤廃の例外が少なく、例外品目の関税の低減も成し遂げられるべきである。また、猶予期間の設定は、極力短期にとどめるべきである。
- (2) 三国それぞれのセンシティブ品目についても、市場開放を極力推進するとともに、関連する産業調整政策を強力に進めるべきである。こうした政策には、必要な補償や国内法制の改革（国有企業改革や国内法規制の緩和・改革）も含む。
- (3) サービス貿易の包括的、積極的な自由化をすすめるべきである。最恵国待遇、内国民待遇や、ネガティブリスト化を積極的に進めることが望ましい。自由化措置は、日中韓 FTA の投資の章にも盛り込み、特に直接投資の事前の自由化を強化すべきである。
- (4) 基準認証、標準の調和、貿易円滑化関連施策など貿易自由化と円滑化を進める上で重要な政策を FTA 条約上、明示的に位置付けるべきである。これらの案件は、自由化措置としてだけでなく、経済協力案件としても位置付けるべきである。

- (5) 日中韓三国が同時に参加する地域 FTA を早期に締結することにより、地域全体で調和のとれた貿易投資自由化・円滑化と経済協力を推進することが重要である。自由化関係では、自由化品目・原産地規則の調和により、一つの自由貿易地域として日中韓の経済発展を期することができる。また、広く協力関係では、経済協力、産業・エネルギー協力、基準認証、貿易円滑化、規格・標準の調和、交通インフラ開発、などを対象とすることができる。
- (6) 民間の意見も反映する常設の会議を、日中韓 FTA によって設置すべきである。こうした規定は、日中韓の二国間 FTA で盛り込むか、あるいは、日中韓の三国 FTA で盛り込むべきである。

付論．日本の農業の自由化と改革

1．現状と課題

農産物のほとんどは食料として消費される。食料は、国民の生命・健康の維持に不可欠な物資であることから、各国とも食料供給を他国にゆだねることに不安を覚える。このため、各国は国内で一定の食料供給を維持するため農業保護政策を実施してきた。日本の食料自給率向上の目標はその一つである。

しかし、農業保護によって食料自給率を政策的に向上させることには、多大の財政負担が必要となる。このため、日本政府は10年以上も食料自給率向上目標を掲げているながら、食料自給率は40%程度と低迷したままであり、むしろ低下さえしている。食料自給率の向上が困難であれば、国内生産、輸入、備蓄を適切に組み合わせることによって、国民への食料の安定供給を図ることが必要となる。食料の多くを海外に依存する国にとって、安定的な輸入の確保は切実な問題である。

2008年に穀物の国際価格が上昇した際に、多くの国が、輸出税や輸出数量制限を実施した。このような政策が実施されれば、輸入国にとって安定的な輸入は困難となる。また、この点を指摘することによって、日本では農産物の自由貿易に反対する主張が唱えられている。

しかし、農産物輸出についてのWTO規律は不十分なものとどまっている。輸出数量制限については、これを行おうとする国は、それをWTO（世界貿易機関）に通報したり輸入国の求めに応じて協議したりする義務が課されるだけである。しかも、食料純輸入途上国には、この規定の適用が免除された。輸出税については、国際経済学では輸入関税と同様の効果を持つ（ラーナーの対称性定理）とされている。しかし、これに対する批判はガット・WTOではほとんど行われず、何らの法的な規律も整備されていない。

日中韓FTAにおいては、自由貿易を推進するという観点から、農産品についても、できる限り多くの品目について、関税の撤廃を積極的に推進すべきである。同時に、輸入国の食料安全保障を確保するとともに、自由貿易への抵抗や不安を払しょくするという見地から、WTOでは規律が十分になされていない輸出税や輸出数量制限は行わないという約束をすることが重要である。さらに、WTOドーハラウンド交渉では、輸出補助金の禁止が合意されたが、同交渉のトン挫でこの合意は実現することが困難となっている。輸出補助金は相手国の農業に重大な影響を及ぼす。日中韓3国とも、輸出補助金は供与しないという約束をWTOに対して行っているが、輸出補助金に該当する政策が実施されたと他の国が疑問を持つ際には、これを協議する場を設定するよう日中韓FTAで規定することも検討すべきである。

国家は国民の生命・身体の安全や健康を守る主権的権利を持っている。食品・動植

物の輸入を通じた病気や病害虫の侵入を防ぐため導入される SPS 措置（Sanitary and Phytosanitary Measures：衛生植物検疫措置）は国民の生命・身体の安全や健康についての正当な保護の手段である。他方、国際交渉によって関税が引き下げられるなど伝統的な貿易手段が使いにくくなっている中で、これに代わって SPS 措置が国内産業（農林水産業・食品業界）の保護のために使われるようになってきているという指摘がある。貿易の自由化の観点からは、保護貿易の隠れ蓑となっている SPS 措置の制限・撤廃が求められる。しかし、真に国民の生命・健康の保護を目的とした SPS 措置であっても、貿易に対して何らかの効果を与えることは疑いのないところである。

このような国民の生命・健康の保護という要請と貿易自由化の推進という相矛盾する要請のバランスを図ろうという試みが、1986 年から開始されたガット・ウルグアイ・ラウンド交渉の一環として行われた。その結果 1994 年合意された WTO・SPS 協定は、この問題の解決を「科学」に求めた。科学的根拠に基づかない SPS 措置は認めないとしたのである。生命・健康へのリスク（危険性）が存在すること、そして当該 SPS 措置によってそのリスクが軽減されることについて、科学的根拠が示されないのであれば、その措置は国内産業を保護するためではないかと判断したのである。SPS 措置が保護貿易の隠れ蓑として利用されないよう、関係国の問題提起によって、当該 SPS 措置が真に科学的根拠に基づくものなのか。また、過剰な規制になっていないか等について、日中韓 3ヶ国で迅速かつ円滑に協議し、不必要な規制があれば是正するシステムを日中韓 FTA で規定すべきである。

2. 提言

（1）農林水産品を含め、日中韓 FTA では、例外の少ない関税撤廃を盛り込むとともに、輸出税や輸出数量制限は行わないという約束をすべきである。

（2）日中韓 FTA で、輸出補助金の実施、科学的根拠の乏しい SPS 措置による貿易の阻害が認められる場合に、迅速かつ円滑な協議が行われ、必要があれば是正するシステムを設置することを規定すべきである。

第2．投資交流の促進

1．現状と課題

国境を越える投資交流は、投資国側の企業にとって、事業機会の拡大につながるのみならず、投資受入れ国にとっても、雇用の創出、技術および経営ノウハウといった経営資源導入の契機となるものである。

日中韓3カ国の間には、ビジネス環境を整備し、投資を活発化させる見地から、すでに日中投資協定（1989年発効）、日韓投資協定（2003年発効）、中韓投資協定（2007年改正発効）といったように、二国間の投資協定が締結されているが、更なる規律の整備を図る観点から、2007年3月から日中韓投資協定の交渉が開始され、13回の交渉会合を経て、2012年5月、協定締結の署名がなされた。

日中韓投資協定は、3カ国による経済分野での初めての法的枠組みを構築したものであり、その主な規定を、既存の二国間協定と比較すると、以下のように整理できる¹。

①知的財産権の保護義務

日中韓投資協定では、締約国は、自国の法令に従って知的財産権を保護する義務を負い、また、知的財産権に関する透明な制度を設立・維持する義務等を負う。日中投資協定及び日韓投資協定には、このような規定は設けられていない。

②参入後の内国民待遇、最恵国待遇の付与

日中韓投資協定では、参入後の投資活動に関する内国民待遇、投資許可段階及び参入後の投資活動に関し、最恵国待遇が付与される。

日中韓投資協定は、締約国が協定発効日に法令に基づいて維持している差別的な措置を取ることを認めているが、締約国はそのような措置を漸進的に撤廃するため適切な措置を取らなければならない。

③特定措置の履行要求の禁止

日中韓投資協定では、締約国は他の締約国の投資家に対し、現地調達（ローカル・コンテンツ）や輸出入の均衡、輸出制限等を要求してはならない。また、締約国は他の締約国の投資家に対し、不当な又は差別的な技術移転要求を行ってはならない。日中投資協定にはこのような規定はない。

④公正かつ衡平な待遇、十分な保護と保障の付与

日中韓投資協定では、締約国は他の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与える義務を負うと規定した。日中投資協定では不断の保護と保障を与える義務のみを規定している。

⑤投資に関する法制度の公表等の透明性の確保義務

締約国は、投資活動に関連し又は影響を与える法令や行政手続等を、速やかに公表、

¹ 以下の説明は、経済産業省「日中韓投資協定の概要」（2012年5月）をもとに作成。

又は公に利用可能なものとする。また、締約国は、法令を導入・変更する場合は、合理的な猶予期間を置くよう努める。さらに、締約国は、自国の措置であって、他の締約国及びその投資家の利益に重大な影響を及ぼす恐れがあるものについて、個別の質問に応じ、情報を提供する。

以上のような規定は、日中投資協定には設けられていない。

⑥送金の自由を確保する義務

締約国は、海外への送金が、遅滞なく、自由に移転できることを確保する。資金移転にかかる手続がある場合、日中韓投資協定では必要な承認を与えるまでの期間は申請の提出から約1カ月とし、2カ月を超えてはならない旨を規定した。

日中投資協定及び日韓投資協定は、資金移転の自由の確保の義務は規定しているが、資金移転に関する手続の承認の期限に関する規定は設けられていない。

⑦国が投資家になした約束の遵守義務（アンブレラ条項）

インフラプロジェクトや資源開発などにかかる許可、投資インセンティブの付与など、投資家との契約などを通じて投資受入国政府は約束の遵守、履行を求められる（アンブレラ条項）が、締約国がその約束を履行しなかった場合、投資家は日中韓投資協定に基づき国際仲裁・調停に訴えることができる。

日中投資協定及び日韓投資協定には、こうした条項は設けられていない。

⑧締約国の義務違反に関する投資家と締約国間の投資紛争解決（ISDS）手続き

投資受入国の投資協定違反により投資家が損害を受けた場合、当該投資家はその投資受入国を、国際的な紛争仲裁手続に則って、国際仲裁・調停に訴えることができる。

日中投資協定ではISDS手続に関する規定を設けているが、その対象は収用の補償額に関する紛争のみに限定されている。他方、日中韓投資協定では、「知的財産権に関する透明な制度を設立・維持する義務」等を除き、ほぼ全ての投資協定上の義務が対象となっている。

2. 提言

日中韓投資協定は、3カ国による経済分野での初めての法的枠組みを構築するものであり、経済的な意義は大きい。また、3カ国間の既存の二国間投資協定と比較して、知的財産権の保護や投資家と締約国間の紛争解決の規定を充足するなど、全般的に投資保護の水準を高める内容となっている。しかし、参入段階における内国民待遇の付与など投資の自由化に関する規定が殆ど盛りこまれていない。投資の自由化を推進し、魅力あるビジネス環境を整備するという観点から、日中韓FTAの投資章は、日中韓投資協定を含む3カ国間にすでに存在する二国間投資協定や3カ国が各々これまでに締結した投資協定を下回らない水準の保護、自由化を内容とするハイレベルなものとなることを望みたい。より具体的には、以下のような事項が盛り込まれる必要がある。

(1) 参入段階での内国民待遇の付与

日韓投資協定で付与されている「参入段階での内国民待遇」が日中韓投資協定では規定されていない。日中韓 FTA の投資章においては、参入段階での内国民待遇が付与されるべきである。

(2) ネガティブリスト方式による自由化

中国では、近年、外資に対する対外開放が進展しているものの、依然、自動車、造船、食品等の主要製造業、建設、不動産、流通、通信等において外資制限が課されている。また、韓国においても、運輸、通信など一部分野では外資制限が設けられている。日本企業が自由な経済活動を行う環境基盤を形成する上で、こうした外資制限の撤廃ないしは緩和が求められるところである。

原則として全ての分野において外資規制を撤廃し、規制の撤廃・緩和が困難な分野については例外的に規制を留保するネガティブリスト方式を導入する必要がある。

(3) 特定措置の履行（パフォーマンス）要求の禁止

特定措置の履行（パフォーマンス）要求は、投資を抑制させる要因となるため、日中韓投資協定で規定されていない事項、①国内販売制限、②役員国籍要求、③自国民雇用要求、④事業本部要求、⑤研究開発要求、などの禁止を日中韓 FTA では明記すべきである。

(4) 対象範囲の包括化

日中韓 FTA における投資分野の対象は、サービス分野を含む全ての分野を包含するとともに、中央政府のみならず地方政府が採択、維持する措置も含まれるべきである。

以上

表 わが国投資協定の内容

| 協定名称 (発効年月) | 日中韓 投資協定 (2012.5署名) | 日中投資協定 (1989.5) | 日韓投資協定 (2003.1) | 日ベトナム 投資協定 (2004.12) | 日カンボジア 投資協定 (2008.7) | 日ラオス 投資協定 (2008.8) | 日フィリピン EPA(投資 章) (2008.12) | 日ウズベキス タン 投資協定 (2009.9) | 日スイス EPA(投資章) (2009.9) | 日ベルギー 投資協定 (2009.12) | 日インド EPA(投資章) (2011.8) | 日コロンビア 投資協定 (2011.9署名) | 日クウェート 投資協定 (2012.3署名) |
|----------------------|--|--|---|----------------------------|----------------------------|--------------------------|-------------------------------------|----------------------------------|------------------------------|---|------------------------------|--|------------------------------|
| 投資財産の定義 | 全ての投資財産 | 全ての投資財産 (国内法令に従っての制限あり) | 全ての投資財産 | 全ての投資財産 | 全ての投資財産 | 全ての投資財産 (判断や命令は除く) | 全ての投資財産 | 全ての投資財産 | 全ての投資財産 | 全ての投資財産 (一部の金融財産は除外) | 全ての投資財産 (総則章に規定) | 全ての投資財産 (公的債務は除外) | 全ての投資財産 |
| 内国民待遇 (NT) | 参入段階 | × | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 参入後 | △ (既存の非適合措置を 一括留保) | △ (公の秩序、国の 安全、国民 経済の健全な 発展のために 必要な措置は 法令に従って) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (MFN) 最恵国待遇 | 参入段階 | ○ (FTA例外あり) | ○ | ○ (FTA例外あり) | ○ (FTA例外あり) | ○ | ○ | ○ | ○ (FTA例外あり) | ○ | × | ○ | ○ |
| | 参入後 | ○ (FTA例外あり) | ○ | ○ (FTA例外あり) | ○ (FTA例外あり) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| パフォーマンス 要求(PR)の禁止 | △(TRIMS準用。技 術移転・輸出要求につ いての不合理または 差別的措置を禁止。) | × | ○(11) | ○(10) | ○(11) | ○(11) | ○(11) | ○(12) | △ (TRIMS準用) | ○(9) | ○(9) | ○(9) | ○(12) |
| 一輸出制限 | ○ | - | × | × | × | × | × | ○ | ○ | × | ○ | × | ○ |
| 一原材料調達要求 | ○ | - | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 一物品・サービスの 現地調達要求 | ○ | - | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 一輸出入均衡要求 | ○ | - | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 一輸出要求 | △ | - | ○ | ○ | ○ | △(留保) | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 一国内販売制限 | × | - | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 一役員国籍要求 | × | - | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | △(留保) | △(留保) | ○ | ○ |
| 一自国民雇用要求 | × | - | ○ | × | △(留保) | △(留保) | ○ | ○ | × | × | × | × | ○ |
| 一事業本部要求 | × | - | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | × | ○ | ○ |
| 一研究開発要求 | × | - | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | × | ○ | ○ |
| 一技術移転要求 | △ | - | ○ | ○ | ○ | △(留保) | ○ | ○ | × | ○ | △(留保) | ○ | ○ |
| 一独占的供給要求 | × | - | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 留保表の有無 (ネガティブリスト) | × | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 公正衡平待遇 | ○ | △ (不審の保護 及び保障を要 する規定のみ) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 約束の遵守義務 (アンブレラ条項) | ○ | × | × | × | ○ | ○ | × | ○ | ○ | △ (前文に規 定) | ○ | △ (仲裁付託に は事前合意 必要・私契約 の紛争解決 手続優先) | ○ |
| 取用と補償 | ○ | △ (損害補償の MFNのみ) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 争乱時の補償に関する NT&MFN | ○ | △ (MFNのみ) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 送金の自由 | ○ | △ (国内法令によ り為替制限可) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 投資家の入国申請への配慮 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | ○ | ● | ○ | × | ○ | ○ |
| 透明性(法令公表) | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | ○ | ● | ○ | ● | ○ | ○ |
| パブリックコメント 努力義務 | ○ | × | × | ● (EPA) | ○ | × | ● | ○ | × | ● (EPA) | × | ○ | × |
| 汚職防止努力義務 | × | × | × | × | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ● | ○ | ○ |
| 紛争処理 (国対投資家) | ○ | △ (取用補償額 にかかる事案 のみ国際仲裁 への事前の付) | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | △ (参入段階は 同意必要) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 紛争処理 (国対国) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | ○ | ● | ○ | ● | ○ | ○ |
| 合同委員会 | ○ | △ (厳格な規定) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | ○ | ● | ○ | ○ |
| 備考 | ポストNTの既存の 非適合措置の範囲 について、合同委で 取り上げる旨規定 | | | 日ベトナム EPAに準用。 | | | | | | 日ベルギー-EPA に準用。 総則章に安全 保障例外に 関する詳細 規定あり | | | |

(注)●は他の章で規定されている要素

(資料)経済産業省「わが国投資協定の内容」(2012年5月)よりみずほ総合研究所作成。

第3．技術交流の推進

1．現状と課題

現状

(1) 今後、日中韓の経済連携を深める上で、かつ三カ国がアジアのみならず世界的に将来の産業発展をリードしていく上で、日中韓3カ国間の技術交流の促進は重要な課題である。昨今のグローバル市場においては、個々の技術力の競争が激化するとともに、規格・基準の競争が非常に重要になってきている。特に、技術革新が活発な分野においては、競争は個々の技術力から、いかに規格・基準を国際化できるかにシフトしていると言っても過言ではない。この規格・基準・規制の問題に関しては、民間の取り組みだけでは不十分であり、政府の役割が重要である。²

(2) 今後、日中韓の企業が世界市場での競争力を維持・強化するためには、規格・基準の積極的な国際化が望まれる。その第一歩として、東アジアおよび世界の中で重要な位置を占める日本、中国、韓国の3者間の協力が不可欠である。現状では、三カ国の科学技術協力の枠組みとして、日中韓フォーサイト事業などがあるが、これらは学術的な研究活動を目的としている。また北東アジア標準協力フォーラムの活動は主に既存の規格・標準に焦点を当てており、産業発展を意図したものではない。

(3) 将来の経済成長を考える上では、3カ国で産官学連携を組織立って行い、新規基準・規格の共同策定を軸にした技術交流を行う必要がある。共通の規格・基準が存在することは、三カ国間における貿易の円滑化のみならず、規格・基準の国際標準化を目指す際にも有利な立場に立てるといったメリットもある。

政策課題

(1) 今後の3カ国の技術交流促進に関して、最も効果的であると考えられるのは、まだ規格等が確立しておらず、新規に規格・基準、規制を考える必要がある課題（特に共通課題）に対して、3カ国が共同で取り組むことである。

技術的障壁（TBT）でもしばしば問題視されるように、既存の基準・規格を各国間、もしくは世界的に標準化するのは、これまでの国際的な経験上、非常に困難である。一方で、新規規格・基準に関しては、各国の優位性や国内における既得権益が少ない事などにより、既存規格・基準の標準化よりも取り組みやすいという利点がある。

また、規格・基準もしくは規制を策定する際には、産官学による共同研究を行うのが一般的であり、3カ国で共同の規格・基準もしくは規制を策定する際にも、産官学共

² これを踏まえて、日本政府の知的財産戦略本部による知的財産推進計画2011では国際標準化が重要な取り組みのうちの一つであると認識している。

同研究における連携を通じて技術交流の促進も図られるであろう。

日中韓による共同研究の基盤作りには、ヨーロッパの Framework Programme (FP) が参考になる。FP は国際共同研究を目的にしたプログラムである。FP を運営している EU 域内の企業同士の共同研究は、通常であれば実現しにくいだが、所謂プラットフォームに関する研究であれば、利害関係の対立を超えた共同研究が実施されやすい。当然のことながら、その「プラットフォーム」には規格・基準も含まれており、また、共同研究の中には EU 諸国の企画・基準の標準化に関する機関が当初から関与している場合もある。EU はこのように EU で策定された規格・基準を国際化すべく、その共同研究の段階から国際化を図り、国際標準化への道筋を作っている。

(2) 日中韓も同様に、規格・基準を新規に策定する際には、共同研究を通して積極的に国際化を目指さなければ、それぞれの国で策定された規格・基準が他国で受け入れられる可能性は低く、国際標準化が困難となる。このような状況を回避するためにも、日中韓技術交流を促進すべきであり、それを足掛かりにして国際標準化を目指すべきである。

このように共同で基準を策定するメリットとして、一般に、企業側のリスク低減の役割が期待される。特に技術革新が著しい産業にとって、将来の投資リスクを低減し、その分野における経済活動を活発化するために、ある程度の標準化、基準化が必要である。このリスク低減効果は中小企業にとって特に重要である。大企業はある程度の不確実性には対応できるが、中小企業にとっては致命的になる場合もあるので、共同の基準の策定は、中小企業対策にも貢献する。

加えて、3カ国間でのサプライチェーンの発達、相互間投資への貢献といったメリットもある。これも日中韓投資協定が締結されたことによって大いに発展が期待される。

3カ国の技術交流を促進し、それによって経済的な便益を最大限に享受するためには知的財産権の保護や新規基準に対する3カ国での共通認証制度等も同時に対処していけなくてはならない。

(3) 知的財産権の保護、特に実際の執行の強化が重要であるのは言うまでもない。この点に関して、各国の対応に疑問が残る場合には技術交流の取り組みは、難しいものとなるであろう。また、新規規格・基準の共同策定を柱とした技術交流を行なう上で、同時に取り組むべき課題は、新規基準に対する3カ国間の共通認証制度である。共通の規格・基準があっても共通認証制度が整備されていなければ、モノの流れを円滑に進めることはできず、この分野での協力も推奨される。

共通の規格・基準ができることによって、3カ国間のハイテク産業のサプライチェーン構成に一役買うと推測される。

(4) 三カ国で共通の新規基準・規格を考える場合、下記の条件を満たしている分野が効果的であろうと思われる。

- ①新規課題分野で3カ国が共通の課題と認識している分野
- ②互換性が必要とされる製品・サービス

(5) 特に近年においては、3カ国とも環境、新・再生エネルギー、省エネルギーに力を入れており、この分野での3カ国間の共同研究を通じた協力は今後の3カ国による技術革新にも貢献しうると思われる。

2. 政策提言

以上の分析の結果、今後の日中韓3カ国の技術交流促進に向けて次のとおり提言する。

(1) 日中韓による共通する新規規格・基準の策定を目的とした共同研究により技術交流を促進する基盤を作る。

(2) 共同研究活動が円滑に行われるよう、各国における知的財産権の保護強化が必要である。

(3) 共同研究の結果共通の規格・基準が策定された場合、そのような新規基準に対する3カ国での共通認証制度の整備を今の段階から整えておく必要がある。

第4．産業構造の改革と産業協力の展開

1．現状と課題

現状

(1) 緊密な産業ネットワークの出現

日中韓3国は、地勢的にも近接し歴史的にも文化的にも深い交流があり、1960年代にはアジア諸国は雁行的発展と称された経済的発展を遂げた。韓国はじめ香港、台湾、シンガポールは輸出の拡大をてこに、アジア四小龍と言われるほどの急速な経済成長を実現した。IMF年報(2010年)によれば、韓国の経済構造は輸出依存度40・0%、輸入依存度41・9%に達し、貿易が大きなウエイトを占めるに至った。中国は改革開放政策に転換して輸出主導のもとに急速な経済成長を遂げ、輸出依存度26・8%、輸入依存度23・7%(IMF2010年報)と、日本の14・1%、12・7%に倍する貿易規模の経済構造貿易となった。

現在中国は、下図の通り日本、韓国、ASEAN諸国などからの部品・中間製品を中国において加工・組み立てて、最終製品をヨーロッパ諸国、北米、発展途上諸国へと輸出しており日中韓3国にはすでに緊密で深化したサプライチェーンと産業協力関係が生まれている。

東アジア各国・地域の間接・最終財貿易動向(2009年)

資料；通商白書2011年

(2) 低炭素成長・グリーン経済体制への移行

日中韓を中心とするアジアが世界の成長センターと言われている一方では、世界全体が資源・エネルギー供給の限界、地球温暖化をはじめとする環境面で持続的発展の限

界に直面している。とくに温暖化に対しては、平均温度の上昇を産業革命以前に比して「2度以内に抑制」するという 2011 年の COP16（国連気候変動枠組み条約第 16 回締約国会議）「カンクン合意」にみられるように、世界的に問題意識が高まっている。

世界が今後とも持続的発展をするためには、産業革命以来続いた産業構造とこれに基づく社会から省資源・省エネルギー・人間的価値と環境を重視する「新産業モデル」の産業構造へと転換し、社会全体が低炭素成長の新しい文明へと移行することが必要になっている。世界の成長センターである東アジアにとっては、真摯に取り組むべき課題になっている。

（3）世界経済のマクロバランスの回復

輸出の伸長とともに発展した日本、韓国、中国などは、「世界の工場」とまで称されるに至っているが、米国は巨額の輸入により経常収支赤字が増大した。最近の IMF の見通しでは、2010 年から 2016 年の間で、米国の経常収支赤字は 1.4 倍に拡大、一方、中国の経常収支黒字は 2.9 倍に拡大し、中期的な縮小は見込めないとしており、世界経済のマクロバランス回復への努力が急務となっている。

これに対して中国は経済発展方式の転換を加速しており、内需とりわけ消費需要拡大の長期的メカニズムを構築して消費・投資・輸出が協調して経済成長を牽引する経済構造への移行を急いでいる。世界の消費構造の健全化とあいまって、世界経済のマクロバランス回復の実現が課題となっている。

（4）アジア地域協力の共通認識の形成

アジア諸国は多様な歴史・政治・文化・社会・思想を持っているが、経済・産業の緊密化と多層的な交流を通じて、地域協力について共通の認識が徐々に形成されている。ASEAN（東南アジア諸国連合）では 2020 年までに ASEAN 共同体を実現する目標が合意されており、APEC では 2010 年の首脳会議において FTAAP（アジア太平洋自由貿易圏 Free Trade Area of the Asia-Pacific）への道筋が策定され、さらに RCEP（東アジア包括的経済連携）について日中韓首脳は早期交渉開始に合意している。

地域連携の大きな流れの中で、日中韓が FTA 締結に向かうことは 3 国の経済のみならず、アジア太平洋地域に積極的な影響を与える。アジアで圧倒的な経済規模をもつ日中韓 3 国が、地域協力についての展望を共有すべき時代になっている。

政策課題

日中韓 3 国の首脳は、2012 年 5 月の首脳会談において、年内に 3 国の FTA 交渉を開始すると合意した。日中韓 FTA が成果を生み、更なる発展を遂げるためには、3 国がこれによって互いに利益を共有することが肝要である。

またグローバル化の時代の世界において東アジアがさらなる発展を続けるためには

質の高い FTA を締結して、その市場機能を活用して三国の産業構造がより高度の国際競争力を備えたものへと上昇することを志向しなければならない。とりわけ日本は今後の自らの発展を確かなものにするためにも、日中韓 FTA を契機として自国の産業構造を最先端のものに作り替えることを目指さなければならない。この視点から産業協力の分野における課題を展望すると以下の通りである。

(1) 3国の経済の相乗効果をめざす

日中韓3国においては、すでに緊密で深化した産業協力関係が生まれており、中国やアセアン諸国が日本、韓国、台湾などの部品・半製品を組み立てて米国やEUに輸出するネットワークが形成されている。この実態をもとに、さらなる発展を実現するためには、FTA を共通市場化の水準に留まらせることなく経済連携の質を高めて、単純な加算効果ではなくはるかに効果の大きい相乗効果を生むことを求め、より高度な世界の成長センターを目指す必要がある。

(2) 低炭素成長の「新産業モデル」と、これに立脚した社会を建設する

化石燃料と資源を大量に消費する産業革命以来の産業のモデルが既に限界に達しており、省資源・省エネルギー・人と環境を尊重する、低炭素成長の新産業モデルを創出しなければならない。しかしながら産業分野だけで環境と経済の両立を実現することには限界がある。新産業モデルに立脚して、産業界だけでなく国民と社会全体がグリーン経済型に転換すること図る必要がある。

(3) マクロバランス回復努力により、自由無差別貿易体制を推進する

自由で開かれた世界の貿易投資環境を維持増進することによって、3国の堅固で持続的な発展が確かなものとなる。このためには、欧米の現下の経済停滞によって保護主義的な風潮が広がることを防止するだけでなく、東アジアの内需拡大および経済成長を図り、世界経済の均衡ある発展に貢献する必要がある。

2. 政策提言

以上の分析に基づき、三国の協力の展開に向けて以下の提言の実現を図るべきである。

(1) 低炭素成長型の産業構造「新産業モデル」の建設

①省エネルギー技術、環境技術の普及推進

3国ともにすでにこれに取り組んでいる。例えば「日中省エネ環境総合フォーラム」は官民合同プロジェクトで、合弁事業・技術提携など認定案件は120件に達して技術移転に成果を上げており、同様の協力をさらに広げる必要がある。また今後はエネルギー・交通通信・インフラ分野など大型プロジェクトに共同して取り組むなど協力関係を推進する。

②資源エネルギー依存が低く質の高い「新産業モデル」の産業構造と、これに立脚する新しい社会の建設

産業分野にとどまらず社会全体で省エネルギー・省資源、リユース、リサイクルを進め、付加価値の高い先端技術産業・サービス産業の発展を推進すべきである。さらに、国民の思想、社会の仕組みなどを全体として低炭素成長・グリーン社会型に変革していく必要がある。

③産業構造の知的価値・人的価値重視型への転換

三国産業のそれぞれのセンシティブな分野の問題を克服しながら、製造業・非製造業の全てについて産業のサプライチェーンを発展させて、アジア全域において産業構造をさらに高めるべきである。なお雇用者数・事業所数が圧倒的に多く社会の安定に重要な役割を果たしている中小企業の振興については、適切な政策を実施することが必要である。

(2) 自由な貿易・投資、企業活動の環境整備

①マクロバランス回復と自由市場経済の維持強化

国際的な自由無差別貿易体制および国内的自由市場経済が世界経済の発展をもたらしたことを世界にさらに訴えて、自由経済を推進すべきである。同時に、世界経済の持続的発展が可能なマクロバランス形成に努めるべきである。質の高い産業構造への転換を急ぎ、アジア域内の内需を拡大して輸出に大きく依存することなく発展出来るよう、3国の協力を進めるべきである。

②貿易・投資・経済制度面における開放的で自由な「世界共通の事業環境」の実現

経済活動を担うのは企業であり、企業の活動成果が各国の経済に大きく影響することから、企業活力が最大限に発揮できる環境を整備すべきである。直接投資、企業制度、標準化をはじめとする企業関係制度・政策分野においてルールの世界共通化を最大限に進め、先進諸国と同様の開放経済体制を実現して保護主義の口実を除去すべきである。

(3) 技術イノベーションの推進

低炭素成長・グリーン経済の「新産業モデル」に必要な技術イノベーションを広い範囲で推進するために、人材と資源を効率的に活用する必要がある。3国で研究開発協力・大型技術開発プロジェクト協力などを、可能な限り幅広い分野で推進すべきである。また学術交流、研究者交流、技術者交流を大規模に進めて、技術イノベーション協力の環境整備を推進すべきである。

(4) 企業と社会、企業と企業の信頼関係の増進

質の高い市場経済は企業と社会の信頼関係の基盤の上に成り立っており、とくに豊かなサービス産業型社会では信頼関係が重要である。企業行動面で、消費者保護・企業道徳など企業と社会の信頼関係を増進する政策、企業と企業の国際的な信頼関係を共有する政策をすすめ、世界的潮流のCSR（企業の社会的責任）などの経営思

想の普及を図るべきである。

(5) 人的交流の拡大による実態に基づく相互認識の普及

①企業経営力を強化のための人的交流などの充実

グローバル経済下では企業の競争が激化するので、これに対応するために世界的水準の技術力と経営力の人材が必要である。研究者・技能者の交流、経営者の交流、留学生の交流を大幅に拡大し、イノベーションと企業経営をリードする人材の育を協力して推進すべきである。

②各国相互の実情について「事実観察に基づく認識」を広げる施策の充実

経済関係の緊密化、連携強化のためには、相互の実情について間接情報による「想像」ではなく自ら確認した事実認識が必要不可欠である。観光交流、留学生交流、文化交流などに加えて、実務面でもすでに政治、行政、地方都市、学生、メディア、産業、中小企業、農業など広範な分野で関係者の交流やホームステイ等が行われているが、さらに幅広く大規模な交流を推進すべきである。

③永続的な交流の機会の増進

相互に正しく理解し認識を高めるためには信頼感のある人的関係に立脚した意見の交流が欠かせないが、信頼が生まれるためには長期の永続的な人的関係が重要である。日中韓三国の共同のフォーラム、研究会、共同プロジェクト等の協働はこの点において極めて重要であり、頻繁かつ永続的な交流の機会を数多く作るべきである。民間における三国の相互理解を深める努力の重要性にかんがみ、政策的な支援を極力充実すべきである。

以上

第5. 環境、エネルギー、資源をめぐる制約条件の克服

日中韓を中心とする東アジアは、「世界の経済成長センター」になった。しかし他方では、21世紀の世界は資源・エネルギー・環境などの面で持続的発展の限界に直面している。今後持続的な発展を確保するためには、地球環境保護の前提のもとに、資源・エネルギーの安定供給を確保しつつ省エネルギー・省資源を推進して環境と経済が両立する低炭素成長・グリーン経済の産業構造を創出し、これに立脚する社会を建設しなければならない。以下に、環境、エネルギー、資源のそれぞれについて課題および提案を示す。

I. グリーン経済の進化

1. 現状と課題

環境と経済が両立する低炭素成長・グリーン経済の産業構造・社会を建設するためには、資源・エネルギーへの依存を画期的に減少し、良好な自然環境を最大限に保護する政策を総合的に推進しなければならない。これらの政策は、地球温暖化を抑制する「2度目標」に象徴される地球環境保護をはじめ既定の国内的国際的な環境保護規制や環境保護協力を尊重し、さらに前進させる方向で推進しなければならない。

2. 政策提言

(1) 技術交流の促進と知的財産権の保護

資源・エネルギーの使用効率性が高い先進的な技術・設備を、知的財産権の保護をはかりつつ、日中韓3国に広く移転・普及するべきである。

官民合同の「日中省エネルギー・環境総合フォーラム」は合弁事業・技術提携など120件にのぼる認定プロジェクトが生まれたが、3国官民でさらに多種多様な国際的協力を数多く推進すべきである。

(2) 産業構造の改革

資源・エネルギー多消費型の産業構造から脱して、高付加価値型の質の高い産業構造・サービス産業型産業構造に立脚した社会を建設すべきである。

高付加価値型の質の高い産業構造・サービス産業型産業構造に転換するために、技術先端的産業・サービス産業・人間的価値を大切にする産業の発展を推進すべきである。また資源・エネルギーへの公的介入・補助を軽減撤廃して市場機能によって消費の合理化を推進するとともに、環境法令の実施を徹底すべきである。これらを達成するためには産業分野だけではなく、社会全体の変化も必要である。国際的な意見交流・経験交流により相互の経験を活用すべきである。

(3) 温室効果ガス削減目標の高度化

「2度目標」に向けた温室効果ガス削減目標を設定し、達成に取り組むべきである。

達成に向けて新たな市場メカニズムの創設、透明性の高い排出権取引市場、民間企業の活力発揮などを図るべきである。

(4) 情報交流の充実

大気汚染・酸性雨・黄砂など各国の環境の状況モニタリング情報を交換すべきである。

情報の共有は環境の改善に必要不可欠であることから、3国はスムーズな情報共有メカニズムを構築する必要がある。また、発生源対策についても一層推進する必要がある。各国がそれぞれ一層高いレベルの環境保全目標の設定と対策の実行に努力する必要がある。

(5) 環境規制のハーモナイゼーションの促進

各国の現状に大きな差異があるためにハーモナイゼーションを直ちに実行することに困難な分野もあるが、3国の環境規制基準を最大限に共通化すべきである。また環境配慮製品基準の相互認証や汚染物質の測定方法など、可能な範囲でこれを推進すべきである。環境保全には制度のみならず企業や市民の環境倫理が不可欠であり、その共有と相互理解を増進する必要がある。

II. エネルギーおよび原子力

1. 現状と課題

エネルギーの安全保障、経済性、環境適合性などの観点から、日中韓3国の協力を強化していく必要がある。特に、地球温暖化対策については、「2度目標」達成への時間的余裕はなくなりつつあり、この観点から、エネルギー分野の国際協力を加速させる必要がある。また、3国は原子力を含むエネルギー分野の協議を東日本大震災以前から行っており、これらの成果を踏まえて追加の施策を検討すべきである。

2. 政策提言

(1) エネルギーミックスの最適化

最適なミックスを実現するエネルギー戦略に関する情報の共有、共通理解の醸成を推進すべきである。

石油については、ガソリン車の燃費向上とともに、電気自動車、燃料電池車などの次世代車の技術開発・普及を促進し、石油依存度を下げるべきである。経済性に優れている石炭、ガスなどの化石燃料については、CO₂、SOX、NOXなどの環境汚染物質を低減する技術開発を協力して推進すべきである。日中韓の電源別電力供給構成における「再生可能エネルギー他」の割合は、国際エネルギー機関の2008年データによると、日本10%、韓国2%、中国17%となっているが、日本においては水力、中国においてはバイオマスの比率が高く、風力、太陽光などの比率は数%に留まっている。風力、太陽光、地熱、波力などの再生可能エネルギー（新エネルギー）の経済性向上

を図るため、技術開発の加速が必要である。

(2) 原子力分野における「安全」技術の協力

2011年5月の日中韓サミットにおいて合意された「原子力安全」における協力強化の方向性に沿って協力を具体化し、安全確保に関するノウハウの共有、基準強化に関する協力などを進展させる必要がある。またユーラトム（European Atomic Energy Community・欧州原子力共同体）が 欧州内の原子力エネルギー導入・市場創出・欧州域外への販売推進・先進技術開発支援などを実施している実例を参考として、「北東アジア版ユーラトム」の設立を検討するべきである。なお、日中韓の電源別電力供給構成における原子力の割合は、国際エネルギー機関の2008年データによると、日本24%、韓国34%、中国2%となっている。中国は、安定供給源として原子力の役割を重視しており、今後、原子力の比率を上げていく計画となっている。

(3) 省エネ製品の大規模普及に向けた枠組み構築

日中間の官民合同フォーラムである「日中省エネルギー環境総合フォーラム」を参考としつつ、日中韓3国の協力モデルプロジェクト立ち上げ、省エネ機器等の導入計画策定、省エネ製品の開発などを進めるべきである。

(4) スマートグリッド、CCS（CO₂回収・貯留）、先進的再生可能エネルギーなどの共同実証実験の推進

スマートグリッドは技術先端的な電力系統制御技術であるため、送電、配電、家庭のさまざまな分野で制御ソフト、メーター、送電線、電池などの多数の最先端技術を総動員し、全体システムとして構築する必要がある。日中韓3国が強みをもつ技術を持ち寄って共同実証実験を行ない、早期の実現化を図るべきである。

Ⅲ. 資源分野

1. 現状と課題

近年資源の需給構造が大きく変化し、需要増大と供給寡占化が進行している。

需要サイドでは従来の買い手である米欧・日本のほかに中国・インドなど新興国の需要急増が著しく（注1）、供給サイドでは資源供給の寡占化が進行して欧米系資源メジャーの肥大化が顕著となっており、安定低廉供給確保が課題となっている（注2）。また、基幹エネルギー資源の石炭の使用には、温暖化ガス排出が石油・天然ガス等より多いなどの課題があるが（注3）、当面は安定供給・経済性等から石炭が占める役割は極めて大きいことから、その問題点を最小限に留める必要がある。

2. 政策提言

(1) 資源の安定供給確保に向けた情報共有と技術協力の促進

①日中韓の資源需給についての情報交換、連絡調整体制を強化すべきである。

資源需給についての3国の基礎的情報を共有するとともに、連絡・調整を緊密化し、

さらには人材教育・育成のための体制を整備する必要がある。

②技術および技術人材の活用を図るため、バーチャルな組織「資源技術銀行（仮称）」の設立を検討すべきである。

知的財産権および技術人材について3国の産業界で紹介とマッチングをはかり、市場機能を活用して円滑な技術移転を推進する必要がある（注4）。

③共通基盤的分野においては、研究・事業を共同で推進すべきである。

資源・エネルギーの安定供給と地球環境問題で、3国の共通利益につながるクリーンコール技術、海洋バイオマス、石油備蓄施設（洋上・地下）、CO2回収貯留（CCS）などの共通基盤分野において、例えば（株）電源開発 J-POWER など企業の協力のもとに日中韓で開発協力を進めるべきである。

（2）需要国間及び需給両国間の対話の促進

①アジア・エネルギー産消国閣僚会合の強化と拡充

アジア・中東の主要産油国と消費国は、産消国閣僚会合において率直な意見交換を行いつつ、石油市場安定化に向けて商品先物市場の監視強化・規制当局の協調行動、新・省エネルギー先進プロジェクト事例の共有、研修生受入れ等を進めている（注5）。鉱物資源分野についても同様の取り組みをするために、3国は「アジア・鉱物資源産消費国閣僚会合（仮称）」の設立を検討すべきである。

②資源の安定供給確保についての日中韓3国の産官学間連携の推進

資源の大輸入国の日中韓3国は、資源輸出国との交渉力を強化するため、共同購入・ハブヤード・備蓄などの共同事業およびアライアンスによる輸送路確保について、検討・提言する場を早急に整備する必要がある。これに要する制度の設計、関連技術・社会制度等の分析、政府・産業界への提言、人材教育・育成について日中韓の大学で共同して取り組むこととし、「日中韓・資源エネルギー環境戦略ゲートウェイセンター（仮称）」を設立すべきである。

（注1）2009年世界の石炭消費量は約33億トンで、その内アジアの主要国、すなわち中国15.4、インド2.5、日本1.1、韓国0.7各億トンで、世界の消費量の約6割を占めている。さらに、2000年の世界の石炭消費量同約23億トンと比較すると、わずか10年弱で43%と急増している。（BP統計）

（注2）資源分野での寡占化が加速的に進行している。例えば、鉄鉱石ではVale、BHP Billiton、Rio Tintoの上位3社シェアは78.2%となっている。石炭分野においても、石炭の最大輸出国豪州では、資源メジャーによる生産の寡占化は進行し、ピック4社（BHP Billiton、Rio Tinto、Xstrata、Anglo Coal）の権益出炭は全体の43%を占めている。この外、Valeや鉄鋼企業アルセロールミタルも石炭上流分野に参入しつつある。（石炭エネルギーセンター資料）

（注3）石炭は現在の世界の一次エネルギー供給に占める割合は27%（2009年）で、同じく世界の電力供給量の41%と、各々その基幹を占める。また、石炭の需要は年々増加し、2035年において

は一次エネルギー供給の29%へ拡大すると予測されている。(国際エネルギー機関 (IEA) World Energy Outlook 2011、同 Reference Scenario)

なお石炭利用により発生するCO₂は、2009年で世界のエネルギー消費による発生量約290億トンの43%を占めている。(国際エネルギー機関 (IEA) Key World Energy Statics 2011)

(注4) 例えば、付加価値の高い鋼材(電磁鋼板)の生産技術の紛争(新日本製鉄が韓国・ポスコと新日鉄元社員などを提訴し、ポスコは中国・宝鋼を提訴中)など、知的財産を巡る摩擦は深刻化しており、日中韓における人材・技術移転の円滑化・ルール化が望まれるところである。(2012年4月新聞報道他)

(注5) アジア・エネルギー産消国閣僚会合は、アジアの主要な資源国と消費国が一同に会し、国際的なエネルギー問題、アジア地域のエネルギー安全保障の課題等に焦点を当て率直な議論を行い、信頼関係構築を図ることを目的として、2005年以降隔年で開催されてきた。

2011年4月には、クウェートにおいて第4回アジア産消国閣僚会議が開催され、わが国からは経済産業審議官が出席し、議長国のクウェート、副議長国の韓国をはじめ、18ヶ国のアジア・中東地域のエネルギー担当閣僚及び3つの国際機関が参加した。この場において、エネルギー需要が増大するアジアにおけるエネルギー市場の安定化のための取組等について、生産国・消費国間の対話を行っている。(資源エネルギー庁・エネルギー白書2011)

第6．金融・通貨

I．金融分野

1．現状と課題

現状

中国では、外資系金融機関の支店開設について、中国資本金融機関に比べ支店開設許可のテンポが遅い。また、海外から調達した資金の人民元への転換に許可が必要なため、資金調達に支障が生じている。また、持ち込み資本を外貨のまま保有することは、為替リスクを抱え込むことになる。

政策課題

日本の金融機関が中国において、中国資本金融機関と対等の条件で業務を展開できる環境作りが必要である。

また、海外からの外貨資本金の人民元転換が厳しく規制されていた背景には、ホットマネーの流入が住宅価格等資産価格を高騰させることを防止する目的があったものと思われる。しかしながら、現在住宅価格は沈静化に向かっており、外貨資金の流れも中国への一方的な流入ではなく、昨年11月からは流出傾向も見られ、ホットマネーの流入圧力は緩和されたものと考えられる。実需に基づく日本金融機関の資金需要に対しては、中国政府も柔軟な対応が望まれる。

2．政策提言

中国は以下の点について、改善を図るべきである。

(1) 銀行関連

①外資銀行の譲渡性預金（CD）発行の認可

外資銀行の場合、中国国内での拠点展開が限定的であるため、中国国内での資金調達には限界がある。しかし、中国政府は広く支店網を展開し、預金が潤沢な中国の銀行と同じ預金・貸出比率規制（75%）の規制を課している。リテール業務に弱みをもつ外資銀行がこの基準を満たすには、CD発行の認可が必要である。

②現地での投資・資金調達・送金に関する規制の緩和

具体的には、持ち込み資本金の早期人民元転換の許可、現地法人における資金調達の借入の自由度の拡大であり、この点については、生保・損保業界からも同様の要望が出されている。

(2) 証券関連

①証券会社に係る外資出資比率規制の緩和

上場済の現地証券会社への出資は 20%まで、新規の合弁会社の設立は 33%までとされていたところ、後者については、本年 5 月の米中経済・戦略対話の際に 49%まで引き上げる旨発表された。

②適格外国機関投資家（QFII）の審査プロセスの円滑化

1 社 8 億ドル、全体で 300 億ドルの上限があったところ、本年 4 月、全体の投資枠が 800 億ドルへ拡大。今後は、外国金融機関による QFII 申請（新規・増額）に対する審査プロセスの透明性向上・迅速化が課題。

③日本の株式指数を用いた上場投資信託（ETF）の上海取引所への上場

④中国の銀行による株式公開・増資の際のわが国金融機関の活用

（3）保険関連

①損保・生保業界共通のものとしては、以下の 2 点がある。

1) 拠点展開の円滑化

現在は、手続が中国資本と比べて時間がかかり不透明であり、平均 1 年に 1 支店ベースとなっている。

2) 地域制限の緩和

現在は、省ごとに営業免許を取得する必要がある。

②損保業界からは、次の要望が出されている。

1) 自動車第三者責任保険（強制保険）の開放

この点については、先般の習近平国家副主席訪米の際、開放の方針が示され、本年 5 月に関連規則が施行された。着実に外資損保会社への開放が進展することを期待。

2) 同業競争回避原則の緩和

現在は、中国の保険会社に出資する場合、実質的に出資先を 1 社に絞らざるを得ないという問題がある。

③生保業界からの要望は次のものがある。

1) 外資出資比率規制（50%）の緩和

2) 外貨資本金の人民元転換の弾力化

II. 通貨分野

1. 現状と課題

現状

（1）国際基軸通貨問題

最近の欧州ソブリン危機をみても、ユーロの基盤は不安定であり、ドルに代わる国際基軸通貨の役割は果たし難い。人民元は今後国際基軸通貨への道を歩む可能性があるが、そのためには一定のプロセス・時間が必要である。

したがって、ドルの国際基軸通貨としての地位は当面揺るがないものと考えられる。

重要なことは、国際協調によりドル・ユーロの価値とドルの供給を安定化させることである。

(2) 東アジアの国際金融連携

ASEAN+3（日中韓）各国はこれまで、次の点に取り組んできた。

①チェンマイ・イニシアティブのマルチ化（CMIM）

2009年12月、全てのASEAN+3諸国と中国香港がチェンマイ・イニシアティブのマルチ化契約（これまでの二国間のスワップ契約を1本化）に合意、署名を行った。同契約は2010年3月に発効した。

②域内経済サーベイランスの枠組みの強化

1) 域内経済に関する政策対話の強化

2002年4月に代理レベルの「域内経済に関する政策対話」が開始され、2005年にチェンマイ・イニシアティブの枠組みに統合された。この対話は現在年2回開催され、アジア開発銀行・IMFも招待されている。

2) ASEAN+3 マクロ経済リサーチ・オフィス（AMRO）の設立

2011年4月、シンガポール法人として、シンガポールに設立された。チェンマイ・イニシアティブの下における独立したサーベイランス機関として、地域経済の監視・分析を行い、リスクを早期に発見し、改善措置を速やかに講じ、チェンマイ・イニシアティブの意思決定を効果的に実現することへの貢献が期待されている。

3) 中央銀行総裁のASEAN+3財務大臣会議への参加

2012年から「ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議」に拡大された。

③アジア債券市場育成イニシアティブ（ABMI）

アジア債券市場育成イニシアティブは、2003年に域内における効率的な債券市場を発展させ、域内の貯蓄を域内の投資に有効利用することを目的に開始された。これまでの成果は以下のとおりである。

1) アジア・ボンド・オンラインの立上げ

2004年から立ち上げられ、域内の債券市場に関する情報や、アジア債券市場育成イニシアティブに関する情報を掲載し、常時アップデートしている。

2) 信用保証・投資ファシリティ（CGIF）の設立

域内の社債発行促進のための信用保証メカニズムの導入として、2010年11月にマニラに設立された。当初資本規模は7億ドルであり、業務計画の策定や案件の形成など業務開始に向けた準備は完了。今後具体的な保証業務を開始。

3) ASEAN+3債券市場フォーラム（ABMF）の設立

域内のクロスボーダー債券取引に係る市場慣行を標準化し規制を調和化するための共通の場として、2010年9月に設置された。

政策課題

(1) アジア共通通貨

アジア共通通貨については、まずユーロの功罪を慎重に研究する必要がある。これまでの議論はユーロを成功例と仮定していたが、今回の欧州ソブリン危機の発生によりユーロの以下のような負の面が次第に明らかになりつつある。

①経済格差のある国々を1つの通貨で包摂することの問題（最適通貨圏の問題）

特に地域内のインフレ率までは調整できないので、インフレ率の高い地域の実質金利は割安となり、ここに資金が流れ込んで資産バブルが発生しやすくなる。

②政府が金融政策の独立性を放棄し、財政政策のみで経済をコントロールすることの問題

金利や為替レートで景気をコントロールできないため、財政政策の負担が重くなり、結果的に財政危機が発生し、これが新たな金融危機を生み出している。しかし、財政政策までも統合するとなれば、これは加盟国の国家主権の事実上の消滅につながる。

③金融監督の協調の問題

国際的な資金流動をどうコントロールするか、金融機関の経営の健全性をどのようにチェックしていくのか、新たな手法が問われている。

(2) 中国金融の自由化・国際化

もし人民元が将来国際基軸通貨としての地位を望むのであれば、①人民元レートにより一層の弾力化、②金利の自由化、③資本取引の自由化を実現する必要がある。

最近の報道によれば、人民銀行調査統計司の課題グループが、資本取引の開放を、短期（1－3年）、中期（3－5年）、長期（5－10年）の3段階に分けて加速していく旨の報告書をまとめたと聞いている。また、4月16日からは人民元レートの対ドル変動幅が、1日0.5%から1%に拡大された。さらに、全人代で承認された政府活動報告では、このほかにも金利の市場化改革の深化、預金保険制度の設立在盛り込まれている。

金利の市場化・資本取引の自由化・為替レートの完全弾力化は、いずれも金融の自由化・国際化の重要内容であり、相互の影響関係を十分に配慮しながら同時かつ段階的に進める必要がある。また、中国は2020年までに、上海を国際金融センターに育成する旨を決定しているが、これを実現する前提として、金融の自由化・国際化が進展している必要がある。

(3) 金融・財政の一体化

これまで我々は金融面の地域協力を重点を置いてきた。しかし、今回の欧州ソブリン危機は、各国の財政問題が容易に地域全体の金融危機に転化することを証明した。このことは、グローバル経済においては、もはや財政と金融を別々に論ずることが困難になっていることを示している。

2. 政策提言

(1) 金融・財政協力の強化

日本は金融の自由化・国際化を 1980 年代に加速したが、その過程においてバブルが発生・崩壊し、経済に大きなダメージを与えた。日本としては、人民元が自由化・国際化されることを歓迎する。そのためにも、中国が日本の事例を十分に参照し、金融リスクを回避しながら金融の自由化・国際化を着実に進めていくことを期待する。そのために、昨年 12 月から開始された金融協力の強化が何よりも重要である。

また、我々は今後金融面での協力を更に緊密にするのみならず、相互の財政の健全性や短期・中期の財政政策、財政構造改革についても、意見交換を強化する必要がある。

(2) 東アジアの国際金融協力

東アジアにおいて、以下の課題について共同研究を進める必要がある。

① ASEAN+3 マクロ経済リサーチ・オフィス (AMRO) の国際機関化

AMRO は国際条約に基づいて設立された国際機関ではないため、通常国際機関と比べ、その法的地位が弱い。国際機関化による法的地位の強化が課題である。

② 地域金融協力の共同研究

2011 年 5 月の財務大臣会議において、将来の地域金融協力として可能性のある分野として、1) インフラ金融、2) 災害リスク保険、3) 域内貿易決済における現地通貨の使用の 3 つが特定され、これら 3 つの分野について、アジア開発銀行からの支援を適宜得つつ、研究を開始することとされた。これには民間のノウハウの活用が期待されている。

第 7. 人材分野

1. 現状と課題

転換期の現状

日中韓の間ではかつては科学技術分野を中心に日本の大学が韓国、中国の留学生を受け入れることが人材交流の中心となっていた。日本への留学生数は図1が示す通り、平成 12 年度の 6 万 4000 名水準から急増し、22 年度には 14 万名を突破した。文部科学省は平成 20 年度からはさらに 32 年(2020 年)度までに留学生数を 30 万名まで拡大する計画を推進しており、少子化時代に直面した大学も競って英語だけの授業で学位が取得できるようにするなど、国際化を急いでいる。留学生増の中心となっているのは日本語の障壁が比較的低い中国と韓国の出身者で、平成 23 年 5 月現在で見ると、中国(63.4%)が圧倒的で、これに韓国(12.8%)が次ぎ、台湾を入れると全体の約 8 割程度が日中韓に集中している。

ただし、人材交流は 3 カ国の経済関係変化を反映し、大きな転換期に入った、と考えられる。一つは人材交流が 3 国間で双方向化したことである。近年では中国や韓国の大学や研究機関も留学生や研究者受け入れを積極的に推進し始め、既に中国の留学生受け入れは 2011 年には 26 万名を突破し、日本を上回った。20 年までにはこれを 50 万名にする計画である。中国への留学生で最大のシェアを占めるのは韓国であり、米国を挟んで日本がこれに次いでいる。韓国も政府開発援助を増やしていることもあって、留学生受け入れに積極的であり、2011 年には同 9 万名を受け入れている。韓国でも約 7 割は中国人で日本人がこれに次ぐ存在となっている。

第二の点は双方向化の流れに実は日本の対応が最も遅れていることである。図2が示すように、日本は海外留学者数そのものが 2004 年の 83000 名をピークに減少の一途を辿り、2009 年には 5 万 9000 名にまで落ち込んだ。人口が日本の半分以下の韓国が 25 万名を送り出しているのとの間にはあまりにも大きな差があり、しかも日本人からの留学者の大半が依然として英米を中心としていることを考えれば、3 国間の人材交流の中心はもはや日本ではなく、量的には完全に中韓間にシフトしたと考えられる。

第三の点は科学技術面で韓国や中国のキャッチアップが著しく、質的な面でも両国が一方的に日本に留学生を送る時代は終わったことである。図3は世界の主要科学技術雑誌における論文数シェアを示すが、中国は既に米国に次ぐ科学技術大国で、引用回数で論文の質を加味したシェアでも 9%程度と日本の 6%を大きく上回る。また韓国もシェアは右肩上がりである。優れた技術系研究者やその卵である学生の獲得は協力可能な分野であると同時にますます競合的にもなっているといえる。

第四の点は日本企業がグローバルな人材登用で遅れをとっていることの影響も挙げられる。近年の留学生の大半は私費留学であり、就業機会の増大に多大な関心があるのは当然である。しかしながら日本企業が本社採用のグローバル化を始めたのはごく最近のことで定着は不透明なままである。欧米の多国籍企業はもちろんのこと、中国や韓国の企業でも近年は国籍・性別を問わない登用が比較的進んでおり、企業の閉鎖性が優秀な留学生の獲得や人材獲得の障害となっている面が指摘される。

第五の点としては競合面の強まりと共に技術の流出や知的所有権問題など、経済的係争が3国間で増えていることが挙げられる。その背景として大きいのは人材の移動であり、3カ国間では既に財のみならず、情報や労働市場の統合も市場主導で進んでいるともいえよう。ただし、係争処理に関わる行政官や法律家等、専門家の交流は市場の動きに追いついていない。「中国専門家」など地域専門家の役割は皆無ではないが、より幅広い専門領域での交流が急務である。

政策課題

以上のような構造転換期において日本の政策課題は3点に集約されよう。

(1) 人的資源投資の拡大

高等教育機関への財政支出をOECD(2010)でみると、日本はわずか0.5%程度で、OECD中最低の水準あり、私的支出を入れても平均の1.5%に達するのがやっとで、世界の趨勢から大きく劣後している。グローバル人材の育成には大量の留学生を受け入れるための寮の整備や、ビザなど世話をするスタッフのコミュニケーション能力向上、授業のみならず、キャンパス生活に必要な情報(地震など災害情報などを含む)の英語化、HPの整備などまずは膨大なインフラ投資が必要となる。世界の大学評価においては教員の研究実績はもちろんのことながら、外国人留学生や教員の存在などグローバル化対応が一つの重要な項目となっている。ここで評価が得られず、ランキングが下がれば中国、韓国を含めたグローバル人材の獲得はさらに困難になる。せめてOECD並の支援を実現し、大学もまた資金の効率的な使用や、成果の情報発信によって産業界や政府ひいては国民に訴える努力が欠かせない。

(2) 人材交流拡大のロードマップと産官学による相互進展チェック

日本のグローバル人材の不足に関する危機意識共有はそれなりにできつつあり、まずは産学双方でロードマップを作り、政府を加えた産官学での改革進捗と整合性を毎年チェックするぐらいの努力が必要である。企業の採用時期後ろ倒しや、大学の9月入学化などは所詮、戦術レベルの調整に過ぎず、もっと教育・環境の中身に関わる対話を急がねばならない。単純

に日本語や日本に対する理解があるという理由で留学生を採用しても産業界がキチンとした活用計画やキャリアプランを持ち、実践的なニーズを大学にフィードバックできない限り、優秀な中国や韓国の人材の登用は画餅に終わる。ニーズをめぐる対話は日本人学生についても同様だが、異文化を持ち、かつ日本に対しては特別な教育を受けてきている近隣国の人材には神経を使わねばならない面も多い。ロードマップの作成やそのチェックは FTA における専門資格共通化などの実務交渉とうまく連動して進展することが不可欠でもあろう。

(3)産官学間の人材流動促進

産業界はグローバル人材の条件として悉く異なる環境や状況に対する柔軟な対応力を挙げている。確かに大学、大学院での教育、特に教養教育と視野の広がりは一定の寄与が期待されるだろう。だが、学校内だけでは対応力は育成できず、さまざま実地体験の場が提供されることの意味が大きい。若い人材にとっては多様な体験ができることであり、日中韓の産官学内の人材の流動性を高めることには大いに意味があろう。特に日本の場合、中国、韓国が意欲を見せる国際機関のポストに人を出せないことは長年のハンディであり、大学や企業、政府が人を出せるような支援、或いは産官学内の出向・移籍が損にならないような制度的仕組みを整えることにも意味があろう。当面は流動性の促進によってそのハンディを補い、次のグローバル人材世代の台頭につなげることが不可欠とみられる。その過程で必要であれば韓国や中国から専門家を戦略的に登用することも相互理解増進という観点からは大きな意味を持つことになると思われる。

2. 政策提言

具体的な政策提言としては以下のようなことが挙げられ、日本にとっては産官学それぞれの取り組みが急がれるであろう。

- (1) 英語力の底上げ: 中国、韓国といえどもグローバル化が進んだ今日、最も実用的な言語は英語である。韓国は通貨危機後、高校以下の段階での留学者が急増し、大学・大学院までを英米圏で終えた者の労働市場参入が本格化したことで新入社員レベルでの英語力は飛躍的に向上した。グローバル企業の新入社員は TOEIC800 点がほぼ足切りで、日本の平均 480 点水準(ETS 調べ、2010 年)とは格段の差がある。
- (2) 文科系院卒の活用: 日本企業は伝統的に技術系人材の確保には熱心で院卒も多いが、文科系院卒に対する認識は薄く、ビジネス・スクールのみならず、法科大学院、会計大学院を出ても大企業内ではポスト、処遇両面で高いプレミアムを得られない。一般大学院卒に対してはさらに採用そのものが限られている。これに対し、韓国企業では修士のプレミ

アムは広く認められており、それなりに専門性に見合った部署が割り当てられることが多い。これは外国人についても同様である。

- (3) 採用方式: グローバル人材については日本企業でもボストン・キャリアフォーラムなどでの留学生の定期採用が進んできた。しかしこうした集積機会がまだない中国や韓国は直接、世界の一流大学院に働きかけており、とりわけビジネス・スクールの上位学生を採用してきたことで、世界のトップ企業との共通プラットフォームができあがりつつある。こうした採用・登用がないことは日本だけがグローバルに不利になる可能性がある。
- (4) 社内研修制度の見直し: バブル期には多くの企業が社内研修を充実させ、海外の著名大学院への留学制度を持っていたが、「失われた 20 年」の間にグローバル事業が縮小したこともあり、研修制度は縮小される傾向にあった。これに対し、韓国企業は潤沢な収益を社員研修につき込み、また社員が時間外で夜間大学院や週末の経営過程などで学ぶ機会を奨励している。グローバル人材を獲得しても向上機会が提供できなければ定着にはつながらない。
- (5) キャリアパスの明確な提示: 優秀な人材の囲い込みは世界競争と化して年俸には相場観があり、外部人材の登用については国内社員が納得するレベルで処遇をすること、さらには登用人材にとって納得できるキャリアパスを提示できることが必要となっている。業務範囲やパフォーマンス基準の明確化を進めることも優秀な人材の引き留めには不可欠といえるだろう。遅い昇進、成果報酬の弱さといったイメージは留学生の間には相変わらず存在している。また、本社採用が定着すると共に今度は例えば本社採用で中国に派遣された社員と、優秀なローカル社員の自社登用など、新たな問題に取り組むことが必要となってきている。
- (6) 理工系人材のプールと活用: 理工系人材の確保: 日本では自然科学分野の博士課程進学者が 2003 年の 13200 名でピークアウトし、2009 年には 11000 名程度にまで減少している。産業界・学界とも博士課程＝研究者というかつてのイメージを捨てられないことの弊害は大きく、学界は産業界との対話により、実社会で必要な問題発見・解決能力、幅の広い教養と倫理観などを取り込んだカリキュラムを急ぐ必要がある。
- (7) 国際共同研究の推進: 近年では科学論文においても国際共同研究が重視されており、言語障壁の少ない日中韓はこの面での優位を必ずしも生かし切れているとはいえない。キャリアパスにつながる国際共同研究の場は意欲の高い留学生や外部人材を引きつけ、また引き留めることにつながる。有力大学院でのジョブフェアの開催など人材獲得がグローバル化するにつれて、報酬などのみならず、こうした機会の重要性は増すと考えられる。
- (8) 知財管理とセキュリティの強化: 留学生や外部人材の登用は日本人中心の流動性が低い

時代とは異なり、人の流動性を前提としたシステムが本格的に必要となることを意味する。とりわけ、中国ではチームまるごとの引き抜き人事などが米国並みであることから、人の移動がそのまま技術情報の移動につながらないよう、知的財産の管理を強化することは急務である。また、情報セキュリティにはより専門的な取り組みと社員への教育強化は欠かせない。実は韓国企業はこの点で日本企業を上回る専門体制整えてきており、この点は学ぶ必要がある。

- (9) 新たな地域専門家の活用: 日本と中国の産業界の交流は歴史もあり、かつては社内で特別な「チャイナ・スクール」が存在する企業が多かった。中国の開放進展と中国経済のグローバル化により、「チャイナ・スクール」は消え、中国ビジネスの人材もグローバルな次元で選抜されてきた。日本企業は「チャイナ・スクール」なき後、言語や文化的親近性もあり、欧米に対して曖昧な情報優位の錯覚に陥ってきた。しかし、むしろ国際経営の長い欧米多国籍企業ほど、中国人人材のネットワークと共に、自国人による専門家を活用している。中国のみならず、主要市場に10年近く滞在して情勢分析に携わる「地域専門家」を社内育成するサムスンなど韓国企業も同様であり、こうした人材の交流も日本には大きな助けとなろう。

図1. 日本への留学生数推移

出所：日本学生支援機構

図2. 日本人の海外留学推移

図3. 世界主要国の科学技術論文数のシェア推移

出所：文部科学省科学技術政策研究所(2011)

中間報告

5月9日、10日に下記内容にて、外務省アジア大洋州局長及び経済産業省通商政策局長に中間報告を行った。

「第2回日中韓経済通商フォーラムの成果について」

2012年4月25日

日中産学官交流機構

1. 経緯と概要

(1) 日中韓経済通商フォーラムは、2010年3月中国国際経済交流中心（CCIEE）の提唱により、日中韓 FTA の推進を民間の立場から推進する目的で、日本側日中産学官交流機構、韓国側韓国貿易協会の3者の間で始まった共同研究である。

(2) 2011年6月第1回会合をソウルでスタートを切り、その後様々な事情変更があったが、日本側の働きかけによって4月24日第2回会合を北京で開催する運びとなった。

(3) 中国側は、今回は積極的姿勢を見せ、日中韓 FTA 推進に強い意欲を示した。曾培炎 CCIEE 理事長は歓迎宴を主催し、鄭新立副理事長は会議の全日程に出席し、CCIEE の主要幹部も会議に参画するなど、日中韓 FTA 推進を強く主張した。

(4) 今回の会合で日中韓 FTA が3国の新しい成長と東アジアの発展に必要であるとの意見の一致をみ、それぞれ3国の政策当局に早期に日中韓 FTA の交渉開始を提案し、その実現を働きかけることになった。

(5) 第3回会合を本年後半に東京で開催することとし、その後の状況の監視、とりわけセンシティブな問題について議論を深めることになった。

2. 今回の主要な結論

次の点で3国間での意見の一致をみた。

(1) 日中韓 FTA は、日中韓3国間の産業連携を強化し、新しい成長の道を見出すことから、早急に交渉を開始し、できるだけ早い時期に、成立を期す必要がある。とりわけ5月の3国サミットで交渉開始の決定を期待する。

(2) FTA というと、貿易、投資が中心となるが、経済連携を促進する観点から、産業構造、知的財産の保護、エネルギー改革、グリーン経済、企業の社会的責任、イノベーション、人材育成など、広汎な課題を取り上げるべきである。

(3) 交渉に当っては、貿易、投資に止まらず、構造上の課題を含めた包括的なアプローチが必要であるが、合意のできることから協定化する柔軟性が必要である。

(4) 日中韓の FTA 推進には、民間の役割が大きい。同時に政府との連携が必要。関連する環境整備のためには、政府との連携が不可欠。

(5) 日中韓 FTA を進めるには、国民の理解を得ることが必要。メリットを明確に説明する必要がある。

(6) TPP との関係は、他を排除するというのではなく、できるところから進めるのが現実的である（記者会見の質問に答えて）。韓国としては、日中韓 FTA と中韓 FTA はどちらを優先することではなく、できるところから進めていく（記者会見の質問に答えて）。

3. 提起された主要な個別問題

(1) 産業チェーンの確立、水平分業推進のために産業協力が不可欠。日中韓 FTA はその有力な手段。

(2) サービス産業の発展はニーズの面からも、成長促進の面からも必要。日中韓 FTA では、その点を重視すべきである。文化産業、医療・健康関連産業は重要な成長産業。

(3) 原子力安全の確保、エネルギーの推進、都市化の促進、サービス経済の推進、環境保全などについて、技術開発、システム改革などの協力が大切。民間ベースで常設の検討組織の設置も検討課題。

(4) 日本および韓国は、中国の農作物の輸出を警戒しているが、中国はすでに農産物の輸入国であり、今後も輸入は増加するので、脅威を与えることはない。

(5) 中国は台湾とは事実上 FTA を結んでおり、日中韓の FTA が遅れば、日本および韓国企業の台湾への進出を加速することになる。

以上

フォーラム委員

| | | |
|-----|-------|-----------------------------|
| 委員長 | 福川伸次 | 日中産学官交流機構理事長、元通商産業次官 |
| 委員 | 伊藤元重 | 東京大学大学院経済学研究科・経済学部教授 |
| | 阿部一知 | 東京電機大学未来科学部人間科学系列教授 |
| | 浦田秀次郎 | 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授 |
| | 深川由起子 | 早稲田大学政治経済学術院教授 |
| | 鍋嶋 郁 | アジア経済研究所技術革新・成長研究グループ長 |
| | 杉本和行 | みずほ総合研究所理事長、前東京大学教授、元財務次官 |
| | 重家俊範 | 前韓国大使 |
| | 田中 修 | 財務総合政策研究所次長（機構特別研究員として） |
| | 高木勇樹 | 日本プロ農業総合支援機構副理事長、元農水次官 |
| | 福井俊彦 | キャノングローバル戦略研究所理事長、前日銀総裁 |
| | 中川勝弘 | 国際経済研究所代表取締役理事長（トヨタ自動車元副会長） |
| | 塚田 實 | 日立総合計画研究所社長 |
| | 進藤孝生 | 新日本製鐵副社長 |
| | 藤川淳一 | 東レ副社長 |

中国側参加者

曾培炎(Zeng PeiYan) 中国国際經濟交流中心理事長
鄭新立(Zheng XinLi) 中国国際經濟交流中心副理事長
張曉強(Zhang XiaoQiang) 国家發展改革委員会副主任
魏建国(Wei JianGuo) 中国国際經濟交流中心秘書長、商務部元副部長
陳永傑(Chen YongJoe) 中国国際經濟交流中心副秘書長
陳文玲(Chen WenLing) 中国国際經濟交流中心総經濟師
張蘊岭(Zhang YunLing) 社会科学院学部委員、国際研究学部主任
張小濟(Zhang XiaoJi) 國務院發展研究中心對外經濟研究部元部長
霍建国(Huo JianGuo) 商務部国際貿易經濟協力研究院院長
王 駿(Wang Jun) 国家能源局新エネルギー・再生可能エネルギー司長
畢吉耀(Bi JiYao) 發展改革委員会對外經濟研究所長

韓国側参加者

吳永鎬(Oh YoungHo) 韓国貿易協会副会長（～2011）
安玗鎬(Ann HyunHo) 韓国貿易協会副会長（2012～）
韓沢洙(Han TaSoo) 韓国国際金融センター理事長、元 IT 担当大統領秘書官
辛正承(Shin JungSeung) 元中国大使
朴炳元(Park ByungWon) 元經濟担当大統領秘書官
朴泰鎬(Park TaeHo) ソウル大学国際大学院長
尹彰培(Yoon JangBae) 全北大学教授、前農水産物流通公社社長
鄭永祿(Cheong YoungRok) 駐華大使館經濟公使、前ソウル大学教授
蔡 旭(Chae Wook) 韓国對外經濟政策研究院長
李泰鎔(LeeTaeYong) 韓国エネルギー管理公団理事長
張允鐘(Jang YoonJong) 韓国産業研究院成長牽引産業研究中心所長
徐暢培(Seo ChangBae) 釜慶大学国際地域学部教授
崔容敏(Choi YongMin) 韓国貿易協会通商研究室長
夫昷珍(Boo KyungJin) ソウル大学技術経営經濟政策大学院教授

提言執筆者

総括的提言

福川伸次 日中産学官交流機構理事長、元通商産業次官

主要課題の分析と提言

第1. 貿易とサービス分野の自由化

阿部一知 東京電機大学教授

付論. 日本の農業の自由化と改革

山下一仁 キヤノングローバル戦略研究所研究主幹

阿部一知 東京電機大学教授

第2. 投資交流の促進

荻込 俊二 みずほ総合研究所調査本部アジア調査部主任研究員

第3. 技術交流の推進

鍋嶋 郁 アジア経済研究所技術革新・成長研究グループ長

第4. 産業構造の改革と産業協力の展開

清川佑二 日中経済協会前理事長

第5. 環境、エネルギー、資源をめぐる制約条件の克服

清川佑二 日中経済協会前理事長

染野憲治 東京財団研究員（Ⅰ. グリーン経済の進化）

坂本尚史 日立総合計画研究所部長（Ⅱ. エネルギーおよび原子力）

久留島守広 東洋大学教授（Ⅲ. 資源分野）

第6. 金融、通貨

田中 修 日中産学官交流機構特別研究員

第7. 人材交流

深川由起子 早稲田大学教授

松本 健 日立総合計画研究所主任研究員

特定非営利活動法人
日中産学官交流機構
発行人 福川伸次
発行年月 2012年7月
〒102-0074
東京都千代田区九段南 2-3-18
TEL03-3556-9455